

岐阜県知事
古田 肇様

岐阜労福協第 24-45 号
2024 年 11 月 20 日

岐阜県労働者福祉協議会
会長 筒井 和浩

要請書

平素は、岐阜県労働者福祉協議会の諸活動に、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。当協議会は、県内に事業所を有する労働団体、労働者福祉事業団体（東海労働金庫、こくみん共済 coop や（一社）岐阜県勤労福祉センター）と県内 5 支部で組織し、現在、総会員数は、263 団体となっています。

労働者福祉事業団体の 1 つである東海労働金庫では、岐阜県が目指す「一人ひとりの幸せと確かな暮らしのあるふるさと」に少しでも寄与するために、地域や社会への幅広い貢献活動を展開しています。生活不安を抱いたままでは、到底幸せな暮らしを営むことはできないことから、「生活応援運動（生活設計・生活防衛・生活改善）」として、資産形成のサポートや生活不安を抱える勤労者の住宅ローンやカードローン等の返済内容の見直し、多重債務防止の取組みなどにより、様々な問題が解決でき、幸せな暮らしを送ることができますように、福祉金融機関としての役割を担っています。

こくみん共済 coop は、「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」という理念に基づき、「共済」を通じて人と人との「たすけあいの輪」をむすび「安心のネットワーク」をひろげ、働く仲間の生活を守り、豊かにしていくことを目的として活動しています。また、積極的に地域社会に貢献する活動も展開しており、豊かで安心できる社会が形成され継続するために、「防災・減災活動」「環境保全活動」「子どもの健全育成活動」など、さまざまな社会活動に取り組んでいます。

（一社）岐阜県勤労福祉センターも、働く仲間のため貸会議室としての「ワークプラザ岐阜」と無料電話相談・弁護士相談を行う「ライフサポートセンターぎふ」を運営しています。

このように、労働者福祉事業団体をはじめとする会員同士が連携して、勤労者福祉の向上と地域・社会に貢献することを目的とした活動を進めています。

つきましては、下記のとおり要請書を提出しますので、特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

1. SDGs（持続可能な開発目標）の達成について

政府は、深刻化する人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく特定技能制度について、2024 年 3 月に受入れ見込み数を 2024 年度から 5 年間でこれまでの 2 倍超えとなる 82 万人に再設定し、対象分野を追加する閣議決定を行いました。県内外国人数は増加傾向にありますが、このことにより更なる増加が想定されます。

政府が SDGs 実施指針の重点事項のひとつとして掲げる「誰一人取り残さない」包摂社会の実現のために、「第 4 期岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進基本方針」を着実に推進すること。

また、現在、外国人の子供の不就学についても問題になっています。文部科学省の調査によれば、不就学及び不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の割合は、令和 5 年度全国で 8.3%、岐阜県では 3.9% となっています。今後、外国人の増加に合わせて、不就学の子供の数も増加する可能性があることから、不就学対策に取り組む自治体に対して、調査結果等の情報共有と支援を行うこと。

2. 奨学金制度の拡充について

文部科学省の令和 5 年度学校基本調査によると、大学、短期大学、専門学校を合わせた高等教育機関への進学率は、84.0% と過去最高となっています。また、日本学生支援機構（JASSO）の「令和 4 年度学生生活調査」では、2022 年度で、日本の学生のおよそ 2 人に 1 人が奨学金制度を利用していると報告されています。進学率の上昇に合わせて、親の負担が増加しているとともに、多くの学生が、奨学金に頼らなければ進学できず、不安定雇用や低賃金などにより、卒業後の返済に苦しんでいる状況におかれています。このことは、中央労福協が、2015 年度以降実施してきたアンケート調査で、奨学金返済による生活設計への影響が、未婚化や少子化の一因となっていると報告されていることからも明らかです。このため、政府は「次元の異なる少子化対策の実現に向けて」として、2023 年「こども未来戦略」を閣議決定しました。今後 3 年間の集中的な取り組みとして「加速化プラン」を設定し、高等教育の負担軽減を拡大する諸施策を講じ、2024 年度から高等教育の修学支援新制度を多子世帯や理工農系の学生等に限り中間層（世帯年収約 600 万円）に拡大するほか、2025 年度から多子世帯の学生等については授業料を無償化とする取り組みを開始しました。

奨学金制度の状況や国の動向を注視し、低所得世帯においても、高等教育を受ける権利が保障され、高等教育を受ける機会が平等となるとともに、高等教育費の負担軽減につながるような、岐阜県独自の給付型奨学金制度や有利子の奨学金についての利子補給、奨学金返済への支援等の制度創設を検討・実施すること。

3. 被災者支援と防災・減災の取り組みについて

(1) 近年の災害における、多くの高齢者や障害者、外国人等の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、災害時の避難支援等を行う上では、避難行動要支援者を把握し、その要支援者ごとに作成する個別避難計画が有効とされています。このため、2021 年の「災害対策基本法」の改正により、避難行動要支援者名簿と個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされ、岐阜県では、すべての市町村で一部作成済み又は作成済みとなりました。

この作成された個別避難計画の実効性を高めるためには、要支援者に対する個別避難計画の策定数の割合が重要となることから、その割合を高めるよう市町村に対し、必要な支援と援助を行うこと。

(2) 「自助」の備えとして、災害に備える保障への加入が不可欠となっています。このため、生活再建に向けた自助・共助の取り組みとして、継続的に自然災害に備える保障の必要性を、広く県民に呼びかけ、無保障者をなくす啓発活動を行うこと。また、2024 年 1 月に発災した能登半島地震及び 8 月の日向灘地震を教訓に今後、想定されている南海トラフ地震や毎年発生する台風被害等への対策として、現在加入している保障内容で地震・台風等の自然災害の保障がされるのか、点検・確認をすることを HP や広報誌等の媒体を通して引き続き広く呼び掛けること。

4. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化について

(1) 一人暮らしの高齢者が増えている現状や、家を持つことが難しい人々への支援を強化することに加えて、経済的に厳しい環境にある家庭の子供たちへの援助の充実と、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、2024 年に「生活困窮者自立支援法」等が改正されました。

こうした動きも踏まえ、支援の充実のためには、生活困窮者自立支援法に基づいたすべての事業が実施され、支援が必要な人に必要な支援を行うことが重要ですが、このなかの一時生活支援事業や子どもの学習・生活支援事業については、岐阜県内すべての自治体で実施されていないのが現状です。経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方が、自立ができるよう、未実施の自治体に対し、これらの事業が実施されるよう働きかけること。

(2) 厚生労働省は、2009年、初めて「相対的貧困率」及び「子どもの貧困率」を発表し、約7人に1人の子供が貧困な状況におかれていることが明らかとなって以降、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子供の貧困対策に関する大綱」、「子ども基本法」など体制整備を行い、自治体の貧困対策計画の策定とその実施を進めてきました。

2024年「子どもの貧困解消法」が改正され、従来の、教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援などの対策が強化され、貧困の指標に「ひとり親世帯の養育費受領率」も追記されたことから、2025年からの「岐阜県子どもの貧困対策計画」に反映させるとともに、子供の貧困対策を着実に進めるため、この法律に基づき市町村が策定する貧困対策計画が未策定な市町村に対して、策定を働きかけること。

(3) 全国こども食堂の数は、全国9,132箇所で、公立中学校とほぼ同数であると、認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえが2024年2月22日に確定値として発表しました。これは、2023年にこども家庭庁が発足し、「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定されるなど、国や自治体によるこどもの居場所づくりへの関心が高まっていることや、企業がこども食堂を運営する例が広がっていることも、箇所数の増加につながったといわれています。岐阜県でも2022年には、112であったものが、2023年には161箇所と大きくその数を増やしています。

こども食堂が安定して継続的に運営されるためには、こども食堂が抱える課題に寄り添うことが重要です。むすびえの行っている調査においては、資金不足、スタッフ不足が上位を占めています。こども食堂の運営によって、貧困家庭や孤食の子供に安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する場を確保できることから、こども食堂を支援する市町村への補助金を拡充とともに、補助金が人件費等に活用できるなど弹力的な対応ができるよう検討を行うこと。

(4) 介護を担う人手の不足や、経済的な苦境などから、子供が在宅介護の当事者となるものの、自覚のないまま家族をケアしている「ヤングケアラー」といわれる子供も多く存在し、その子供たちが適切な支援を受けていない現状があります。一方で、自覚があっても、声を挙げられない子供たちも多くいます。

「ヤングケアラー」と思われる子供をより正確に把握し、早期発見と対応できる仕組みづくりを行うため、2021年に、厚生労働省と文部科学省は、連携して実態調査を行っています。これによれば、中学2年生の約56人に1人にあたる1.8%が「ヤングケアラーに当たる」と自覚していることがわかりました。2022年度に岐阜県が実施した調査でも、中学2年生の約59人に1人にあたる1.7%が自覚していることが判明しています。ヤングケアラー支援が届かなければ、子供自身の現在と将来に様々な影響が考えられ、支援は急務であることから、国は、2024年「子ども・若者育成支援推進法」を改正し、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを初めて明記しました。岐阜県及び市町村の役割分担の下、ヤングケアラーとその家族の状況を把握し、相談及び助言その他の援助を継続的に行うよう取り組むこと。

5. 消費者行政の充実強化について

(1) 消費者団体は、消費者教育の担い手として、また、消費者被害を無くす活動するなど、消費者行政の推進において重要な役割を果たしています。公益的な活動を行う消費者団体に対して、その意義を社会的に評価し、公益的活動の確保や情報等の提供を行うこと。

(2) 消費者被害の未然防止に取り組む「消費者ネットワーク岐阜」が行った2023年度岐阜県消費者行政アンケートによれば、地方公共団体が消費者の安全・安心確保に向けた取り組みをおこなうために交付される地方消費者行政推進交付金及び地方消費者行政強化交付金の市町村の活用実績は、交付額については、2012年度66,718,476円をピークに2022年度13,163,593円まで減少し、活用した市町村数も2012年度38団体から2022年度29団体に減少し、課題が生じています。

このアンケートの中では、交付金に関しては、継続的・長期的に安定した財政支援の要望が市町村から毎年出されており、制度や補助率の改善の要望も根強くあります。一方で、地方消費者行政推進交付金の利用期間終了が毎年進み、2024年度以降に継続実施される事業は減少傾向となっております。2023年度で終了した事業についても、「自主財源化して継続予定」は約半分にとどまっているのが現状です。消費者行政の推進や強化のため、交付金を通じての財政支援の拡充と、市町村と連携し、継続的で利用しやすい交付金となるよう国に働きかけること。

(3) 近年、特殊詐欺による被害は多様化しています。高齢者を狙った振込詐欺のみならず、若年層をターゲットにSNSを利用した闇バイトなど多岐にわたります。携帯電話の不正売買、銀行口座の不正な売買も後を絶ちません。県警や金融機関においても周知・啓蒙活動を実施していますが被害者は増加傾向にあります。被害をなくし県民が安心して暮らせるよう市町村と連携し、学校や自治会などへ啓蒙活動を定期的且つ継続的に働きかけること。

(4) 岐阜県においては、交通事故のない社会の実現に向けて、春、夏、秋、年末に交通安全運動が実施されています。また、小学生になれば、行動範囲も広がり、交通事故に遭いやすいといわれていることから、子供たちへの交通安全の意識を広げることも大切です。交通事故に遭わないためには、小中学校や自治体での交通安全教室の継続的な開催等が必要であることから、県民への交通安全教育について市町村と連携し取り組むこと。

6. 岐阜県労働者福祉事業費補助金の確保について

岐阜県労働者福祉協議会が行う勤労者のための一般事業及び勤労者球技大会運営費について、補助金の確保に努めること。